

令和6年8月21日

行政処分についてのお詫びとお知らせ

謹啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびは、筑紫野市より弊法人が運営している認知症高齢者グループホーム「おもやい」に対して指定一部効力停止の処分を受けることになりました。

関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、誠に申し訳ございません。

【処分の理由】

- ・令和2年5月から令和3年12月の間、また令和5年12月に専従配置が必要な計画作成担当者の勤務実態がなかったこと
- ・配置基準を満たさずに介護報酬を請求していたこと

このような経緯になりましたのは、令和2年2月末に退職した計画作成担当者の後任に、令和2年4月より法人内異動にて計画作成担当者を配置し2名体制としましたが、同時期に新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されて以降、長期にわたり感染対策を講じていく必要がありました。配置基準について筑紫野市への事前協議を行わずに管理不十分となってしまいました。

令和5年12月20日の運営指導にて、計画作成担当者の配置でご指摘を受けた後においては、法人として早急に改善を行っております。

この度ご指摘いただいたことを重く受け止め、再発防止と適正な運営体制のもとご利用者へのサービスの質の向上に努めて、ご利用者・市民の皆様の信頼回復に向け、職員一同、全力で取り組んで参ります。

敬具

医療法人せいわ会

理事長 大橋晋弘